写

令和３年４月１９日

さいたま市スポーツ協会　会長　様

さいたま市スポーツ振興課長

スポーツ施設等の利用可能時間の変更について

麗春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

貴会の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請を踏まえ、スポーツ施設等の利用可能時間について、別添のとおり午後８時までに変更となりましたので、お知らせいたします。

なお、令和３年４月２０日から令和３年５月１１日までの市主催・共催のイベントにつきましては、感染予防対策を徹底することを条件として、開催とします。

市民を対象としたイベントを開催する際は、別添の「スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト」を参照し、会場となる施設管理者と協議し、適切な感染防止策を講じたうえで開催するとともに、参加者の感染が発覚した場合は、利用した施設への相談の他、当課へも速やかに御報告ください。

また、学校体育施設開放事業における施設利用につきましても、学校体育施設の利用時間を午後８時までとさせていただきます。必ず学校との事前調整を行っていただくとともに、利用する際には、今一度感染拡大防止対策を徹底したうえでの利用をお願いいたします。

今後も、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、再度、市民利用施設の利用を中止する等の緊急対策を講ずる場合がございますが、何卒御理解の程、よろしくお願いいたします。

さいたま市スポーツ振興課
担　当　細渕・正木・井上
直　通　０４８－８２９－１０５８
ＦＡＸ　０４８－８２９－１９９６
E-mail　sports-shinko@city.saitama.lg.jp

別紙１

＜利用時間が制限となるスポーツ施設等＞

【屋内スポーツ施設】

浦和駒場体育館、大宮体育館、与野体育館、浦和西体育館、サイデン化学アリーナ、大宮武道館

※シャワー室等、一部利用制限があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

【公園施設】

岩槻文化公園（メインアリーナ等、トレーニング場、研修室）、大和田公園（会議室）、さいたま新都心公園（集会室）、三橋総合公園（体育室、トレーニング場、屋内プール）、秋葉の森総合公園（会議室）、浦和北公園（談話室）、浦和総合運動場（トレーニング室、会議室）、沼影公園（屋内プール、会議室）、下落合プール（屋内プール）、岩槻温水プール

※施設により利用人数、時間数等の制限があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

【制限内容】

午後８時以降の利用ができません。また、この期間で午後７時から９時枠を新たに予約することはできません。

なお、既に利用予約されている場合は午後９時までご利用いただくことも可能ですが、まん延防止等重点措置の適用期間中であることから午後８時までの利用にご協力いただきますようお願いします。

【対象期間】

令和３年４月 20 日（火）から令和３年５月 11 日（火）まで

※各施設における利用人数の制限等につきましては、市ホームページや各施設のホームページ等を参照いただくか、各施設に直接お問い合わせください。